当院における保険診療での不妊治療について

保険適応での不妊治療に関しては
こども家庭庁の『不妊治療に関する取組』をご参照ください
⇒ https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/funin/

診療の費用については
当院ホームページの『費用について』をご覧ください
⇒ https://mimuro-cl.com/price/

当院では保険診療での不妊治療(タイミング、人工授精、体外受精・胚移植)が選択できます

その際、保険診療での治療をご希望される方に『不妊治療登録』として以下をお願いしております

①戸籍謄本(全部事項証明、取得後3ヶ月以内のもの)

②不妊治療に必要な各種検査

③医師と治療計画書を作成

タイミング、人工授精からの開始の場合

⇒『一般不妊治療計画書』を作成

女性の年齢や回数に制限なし

体外受精・胚移植からの開始の場合

⇒『生殖補助医療治療計画書』を作成

女性の年齢や回数に制限あり

※注意※

生殖補助医療の保険適応は女性の年齢制限があります(43歳未満)
また胚移植は女性の年齢により回数制限に違いがあります
(年齢の要件を満たしていれば採卵回数の制限はありません)

胚移植の年齢の基準は
『**初めて生殖補助医療治療計画書を作成した日の女性の年齢**』となります

胚移植の回数は

40歳未満	⇒	移植6回まで
40歳以上43歳未満	⇒	移植3回まで
43歳以上	⇒	体外受精・胚移植は自費診療

となります

＊上記より40歳、43歳の誕生日が近い方は、今後保険診療でできる胚移植の回数が大きく変わりますので、早めにご相談ください

＊他院で保険診療での胚移植をされた方は、必ず前医からの**初めて生殖補助医療治療計画書を作成した日**と保険診療での胚移植回数が記載されている紹介状をお持ちください

＊ご出産(妊娠12週以降の流産・死産の場合でも)されると移植回数はリセットされ、治療再開時の女性の年齢に応じて再度回数の上限が決まります

当クリニックでは保険診療に加え、必要に応じて自費診療での
治療も継続しております。

不妊にお悩みの皆様の力になるべく、常に最善の方法を考え
治療を提供していきたいと思っておりますので
お気軽にご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。